

和歌山県立医科大学修学奨学金（看護師就業者用）貸付事務取扱要領

制 定 平成23年 4月 1日

最終改正 平成30年 9月 4日

（目的）

第1条 この要領は、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）卒業後、本学附属病院（以下「附属病院」という。）において、看護師として就業する意思のある学生に対する修学奨学金の貸付けに関する事項を定め、もって附属病院の看護体制の充実並びに本学保健看護学部学生に対する経済的支援に資することを目的とする。

（貸付対象者）

第2条 貸付対象者は、卒業後附属病院において、看護師として就業する意思のある本学保健看護学部学生で、成績優秀な3年生及び4年生とする。ただし前年度と同一学年にあるものは除く。

（貸付人員）

第3条 貸付人員は、予算の範囲内とする。

（修学奨学金額等）

第4条 修学奨学金額は、月額50,000円とする。

2 貸付方法は、貸付決定者本人の希望口座に毎月末振り込むものとする。ただし、事務の都合上2か月分以上合わせて振り込むことがある。

（募集及び貸付期間）

第5条 修学奨学金の募集は前年度の3月に行い、貸付期間は4月から翌年3月までの12か月間とする。

（修学奨学金の申請）

第6条 申請者は、次の申請書類を理事長に提出しなければならない。

（1）修学奨学金申請書 （様式1）

（2）修学奨学金申請理由書 （様式2）

（3）誓約書 （様式3）

（4）保証人の印鑑証明書

（保証人）

第7条 修学奨学金の申請に際しては、修学奨学金返還の支払責任を負うことのできる成年者の保証人1名を要する。

2 保証人は、修学奨学金の貸付けを受けた者（以下「修学奨学生」という。）と連帯して債務を負担するものとし、修学奨学生が返還できない場合（修学奨学生の死亡による場合を含む。）はその者の代わりに修学奨学金を返還する。

3 保証人は、修学奨学金申請書に署名するものとする。

（選考及び貸付の決定）

第8条 理事長は、第6条の規定による申請書類の提出があったときは、審査の上、貸付けの適否について決定する。

2 理事長は、前項の規定により貸付けの適否を決定したときは、修学奨学金貸付決定通知書（様式4）により申請者に通知する。

（借用証書）

第9条 修学奨学生は、修学奨学金貸付借用証書（様式5）に収入印紙をちょう付して理事長に提出しなければならない。

（貸付けの決定の取消し及び貸付けの休止）

第10条 理事長は、修学奨学生が貸付期間において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 本学を退学（死亡、心身の故障による退学を含む。）したとき。
- (2) 附属病院で看護師として就業する意思がなくなったことにより、貸付けを辞退したとき。
- (3) 性行又は学業が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) その他目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 理事長は、修学奨学生が本学を休学しているときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで修学奨学金の貸付けを休止する。この場合において、これらの月の分として既に貸付けされた修学奨学金があるときは、その修学奨学金は、当該修学奨学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分に充てることができる。

3 理事長は、前2項の規定に基づき貸付けの決定を取り消し、又は貸付けを休止するときは、修学奨学金貸付取消通知書（様式6）又は修学奨学金貸付休止通知書（様式7）により当該貸付けの決定を取り消し、又は貸付けを休止する修学奨学生に通知するものとする。

4 理事長は、修学奨学生が本学に復学したときは、修学奨学金の貸付けを再開し、修学奨学金貸付再開通知書（様式8）により修学奨学生に通知するものとする。

（修学奨学金の返還）

第11条 修学奨学生は、看護師の免許を取得後、直ちに附属病院において就業を開始しなければならない。

2 修学奨学金は、修学奨学生が看護師の免許を取得後、附属病院において就業を開始した月の翌月から現に貸付けを受けた期間に2を乗じて得た期間で返還するものとする。

3 修学奨学金の返還は、原則均等月賦とし、指定した日までに支払うものとする。

4 修学奨学生が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学奨学金の全額と貸付けを受けた日の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ、年10%の利息を付けて、当該事由が生じた日の属する月の翌月末までに一括返還しなければならない。

- (1) 附属病院で看護職として就業しないとき。
- (2) 看護職として就業を中止したとき。
- (3) 看護師の免許を取得しないとき。
- (4) 卒業後2年以内に看護師の免許を取得できなかったとき。
- (5) 学部の標準修業年限から1年以内に本学を卒業できなかったとき。
- (6) 前条の規定により貸付けの決定を取り消されたとき。

（返還期限の延長）

第12条 理事長は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する修学奨学金の返還期限を延長することができる。

2 前項の規定により修学奨学金の返還期限の延長を求めようとする者は、修学奨学金返還期限延長申請書（様式9）を理事長に提出しなければならない。

（延滞利息）

第13条 修学奨学生が、修学奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき金額に年14.6%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると理事長が認めたときはこの限りではない。

（修学奨学金の返還の猶予）

第14条 修学奨学生が、次の各号に該当するときは、その事由が継続する間は修学奨学金の返還を猶予する。

- (1) 災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるとき。

- (2) 看護師の免許を取得できなかったとき。ただし、返還猶予期間は最長2年とする。
- (3) 育児休業の間
- (4) 本学大学院・助産学専攻科等に進学したとき。ただし、標準修業年限を越えての猶予はできない。
- (5) 附属病院において看護職として就業を開始したとき。
- (6) その他理事長が認めたとき。

2 前項の規定により返還の猶予を受けようとする者（以下「返還猶予申請者」という。）は、修学奨学金返還猶予申請書（様式10）に前項各号に該当する事実を証する書面を添えて理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の修学奨学金返還猶予申請書の提出があったときは、これを審査し、書面によりその諾否を返還猶予申請者に通知するものとする。

（返還債務の免除）

第15条 理事長は、修学奨学生が、次の各号に該当するときは、修学奨学金の返還債務を免除することができる。

(1) 附属病院において看護職として就業し、現に貸付けを受けた期間に2を乗じて得た期間以上在職したとき。

(2) その他理事長が認めたとき。

2 前項の規定による修学奨学金の返還債務の免除を受けようとする者は、修学奨学金返還免除申請書（様式11）を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の修学奨学金返還免除申請書の提出があったときは、これを審査し、修学奨学金返還免除決定通知書（様式12）によりその諾否を返還免除申請者に通知するものとする。

（届出）

第16条 修学奨学生で修学奨学金の返還が完了していない者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（様式13）にその該当する事実を証する書面を添えて30日以内に理事長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 大学、大学院又は助産学専攻科等を退学したとき。

(3) 附属病院において看護職としての就業を中止したとき。

(4) 本学大学、大学院又は助産学専攻科等における修学の修了に耐えられない程度の心身の故障を生じたとき。

(5) 保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき又は保証人が死亡したとき若しくは破産の宣告を受けたとき。

(6) 本学卒業後、2年以内に看護師の免許を取得できなかったとき、又はしなかったとき。

2 保証人は、修学奨学生が死亡したときは、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。

（補足）

第17条 この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

修学奨学金申請書

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学  
理 事 長    ○○ ○○    様

申請者(本人)氏名 印

和歌山県立医科大学修学奨学金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

申 請 者	フリガナ		生年月日	年 月 日生	
	氏 名	印			
	現住所	〒		電話 ( )	
保 証 人	フリガナ		生年月日	年 月 日生	
	氏 名	実印			
	現住所	〒		申請者との関係	
		電話 ( )			

借受け希望期間	年 月 から 年 月 まで
借受け希望金額	月額 50,000円
振込口座番号	銀行 支店 預金種目 口座番号



# 誓 約 書

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学  
理 事 長 ○ ○ ○ ○ 様

申請者氏名 印

住 所

和歌山県立医科大学修学奨学金貸付制度の趣旨に従い、卒業後本学附属病院において看護職として就業することを確約します。

修学奨学金貸付決定通知書（貸付けをする場合）

年 月 日

決定番号 第 号

住 所

氏 名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学

理 事 長 ○ ○ ○ ○

印

年 月 日付けで申請のあった修学奨学金については、下記のとおり貸付けすることに決定しましたので  
通知します。

記

1 貸付総額 円

2 貸付月額 50,000 円

3 貸付期間 年 月 日から 年 月 日まで

修学奨学金貸付決定通知書（貸付けをしない場合）

年 月 日

住 所

氏 名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学

理 事 長 ○ ○ ○ ○

印

年 月 日付けで申請のあった修学奨学金については、下記の理由により貸付けしないことに決定しましたので通知します。

記



修学奨学金借用証書

金 \_\_\_\_\_ 円也

収  
入  
印  
紙

和歌山県立医科大学修学奨学金として 年 月 日から 年 月 日まで 月間、月額50,000円の貸付金を上記のとおり借用します。

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学

理 事 長 ○○ ○○ 様

決定番号 第 号

住 所

氏 名 印

上記の者が受ける修学奨学金については、本人と連帯してその債務を負担します。

保証人住所

保証人氏名 印

修学奨学金貸付取消通知書

第 号

年 月 日

決定番号 第 号

住 所

氏 名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学

理 事 長 ○ ○ ○ ○

印

あなたは、 年 月 日から修学奨学金の貸付を受けていますが、次の事由は、和歌山県立医科大学修学奨学金貸付事務取扱要領第10条第1項第 号に該当しますので、 年 月 分から貸付を取り消します。

取  
消  
し  
の  
事  
由

修学奨学金貸付休止通知書

第 号

年 月 日

決定番号 第 号

住 所

氏 名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学

理 事 長 ○ ○ ○ ○

印

あなたに対し、下記のとおり修学奨学金の貸付を休止することに決定したので、通知します。

貸付を受けている者の氏名					
貸付決定総額	円	貸付決定番号	第 号	貸付月額	50,000円
貸付休止期間	年 月分から 年 月分まで				
休 止 事 由					

修学奨学金貸付再開通知書

第 号

年 月 日

決定番号 第 号

住 所

氏 名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学

理 事 長 ○ ○ ○ ○

印

年 月 日付け第 号で貸付を休止した修学奨学金については、下記のとおり再開したので通知します。

記

- 1 貸付月額 50,000円
- 2 貸付期間 年 月分から 年 月分まで
- 3 既貸付額 円
- 4 既貸付期間 年 月分から 年 月分まで
- 5 再開理由





修学奨学金返還免除申請書

1 返還未済額 \_\_\_\_\_ 円

2 免除を受けようとする額 \_\_\_\_\_ 円

3 免除を受けようとする理由

上記のとおり和歌山県立医科大学修学奨学金の返還債務の免除を申請します。

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学  
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

決定番号 第 号

住 所

氏 名

印

(その1)

修学奨学金返還免除決定通知書 (免除する場合)

年 月 日

決定番号 第 号

住 所

氏 名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学

理 事 長 ○ ○ ○ ○

印

年 月 日付けで申請のあった修学奨学金返還免除については、下記のとおり免除することに決定しましたので通知します。

記

1 貸付総額 円

2 返還免除額 円

3 貸付期間 年 月分から 年 月分まで



修学奨学金返還免除決定通知書 (免除をしない場合)

年 月 日

決定番号 第 号

住 所

氏 名 様

公立大学法人和歌山県立医科大学

理 事 長 ○ ○ ○ ○

印

年 月 日付で申請のあった修学奨学金返還免除については、下記の理由により免除しないことに決定しましたので通知します。

記

届 出 書

1 届出事項

2 届出事項の発生年月日 年 月 日

3 届出内容

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学

理 事 長 ○ ○ ○ ○ 様

決定番号 第 号

住 所

氏 名 印